

自らの保育実践を自信をもって発信するために

「子どもへの 性暴力防止」の 視点から考える 保育の専門性



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

（子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

（子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

（保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

（チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

（利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

（地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

（専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

01

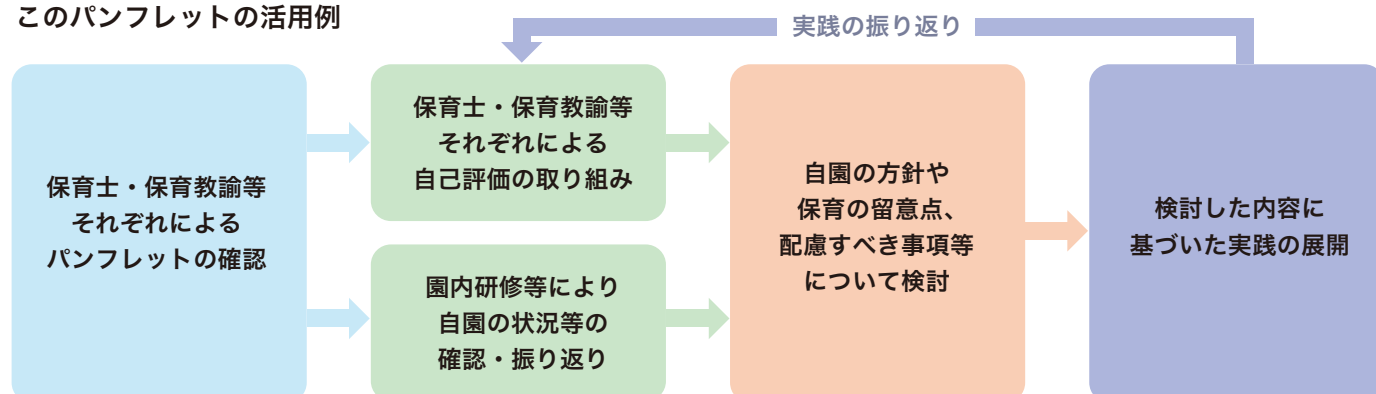
はじめに ～子どもへの性暴力防止の取り組みに向けて～

このパンフレットは、「児童福祉法等の一部を改正する法律」を受けて策定された「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 5 年 4 月より適用）において、「正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる場面の例」として一部の保育場面が例示されたことを受け、保育内容等がもつ専門性や考えられる留意点の例を整理したものです。

このパンフレットを活用して、各保育所・認定こども園等において自らの保育の振り返りや今後の取り組みを検討するとともに、保護者や関係者に専門性を説明できるよう確認しましょう。

なお、ここで挙げる保育内容等はあくまで一例であるとともに、それが性暴力にあたるということではなく、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を受けて保育士・保育教諭等が悩む可能性があるという視点のもと記載しているものです。また、保育士・保育教諭は資格を有する専門職であり、倫理観および専門性等を身につけている存在であることから、保育者の性別による書き分け等はしていません。

このパンフレットの活用例



子どもへの性暴力防止に関する制度の動向等

令和 4 年 4 月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、「児童生徒性暴力等」が定義された他、児童生徒性暴力の禁止や早期発見・保護、教職員等の責務について明記されました。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 6 年 4 月施行）のうち、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化については令和 5 年 4 月より施行されています。さらに、令和 6 年 4 月より、保育所・認定こども園等で保育士を任命・雇用しようとするときには、わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースによる確認を義務づけることも示されています。

私たち保育士・保育教諭等は、法律上の位置づけはもちろんのこと、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、全国保育士会倫理綱領等をよりどころにしながら、子どもの発達保障を担う専門職であることを自覚し、倫理観の保持と保育の質の向上に日々努めていくことが必要です。

保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、保育所・認定こども園等は「子どもの最善の利益」を尊重して保育や教育を行う社会的責任があり、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約等における子どもの人権等について理解する必要性があることが示されています。

例えば「児童憲章」では、「児童は」から始まる 3 つの前文において、子どもが 1 人の「人」として尊重されること等が掲げられています。また、その後の 12 の条文では、すべての子どもが正しい愛情や知識、技術をもって育てられることや、虐待を始めとする不当な扱いから守られる存在であること等が記されています。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

ー ～ 十二（略）

また、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」では、いかなる状況においても子どもの権利擁護が図られる社会の実現をめざしています。

このように、各法律や条約等において子どもの人権が明文化されており、全ての子どもが「最善の利益」を尊重される存在であることが示されています。

乳幼児期は、人が成長する基礎をつくる非常に重要な時期です。

保育士・保育教諭等は、その重要な時期の子どもに大きな影響を与える存在であることを認識し、常に自身の人間性や専門性の向上に努める責務を有しています。また、専門職としての高い倫理観が求められることも保育所保育指針に示されています。

保育所・認定こども園や保育士・保育教諭等は、常に子どもがどのような存在であるのかを意識して子どもと接するとともに、自身の役割や専門性、保育内容等について日々振り返ることが必要です。

さらに、子どもが有する権利や、専門性に裏付けられた乳幼児期の子どもへの適切な接し方・育児の方法等について広く積極的に発信し、「子どもの最善の利益」を尊重する地域社会をけん引することも求められます。

03

保育所・認定こども園等における 保育内容の専門性について

保育内容等に記載のマーク

◎ ---- 特に乳児を想定 □ ---- 特に 1 歳以上 3 歳未満児を想定 ☆ ---- 特に 3 歳以上児を想定

(1) 愛着形成(遊びや生活における触れ合い)の場面

遊びや生活における触れ合い等を通じた愛着の形成は、周囲の人に対する信頼感を培うよりどころであり、また、自己肯定感を育むことにもつながります。その後の成長においても非常に重要な、人と関わり合いながら生きていくための力の基盤となるものであり、欠かすことのできない関わりです。

抱っこ・おんぶ等 [◎ □ ☆]



抱っこ・おんぶ等が、不可欠である理由

- 「抱っこ」は、安心感と信頼関係を育むために必要不可欠なものです。安心する場所、庇護される場所があるのは、その後の精神的発達にも影響するものです。
- 子どもが抱っこやおんぶを求めてきたときに、その甘えを受け止める、受け入れることにより、応答性が生まれます。この応答性は成長過程の言語発達や社会性の発達につながります。また、甘えを放置や拒否されることなく受容された経験の積み重ねは自尊感情が育ち、人権感覚を養っていくと考えられます。

保育の展開における留意点の例

- 性暴力を疑われるような行為、例えば、特定の子どもだけ抱っこやおんぶをする、必要以上の密着、一般的ではない抱き方、などになっていないか、客観的な視点から確認する。
- 子どもへの愛情が、執拗な声かけ、必要以上に抱きしめる、キスをするなどのエスカレートした行為につながっていないか、振り返り、自己点検することを心掛ける。

参考情報

「06 パンフレットに記載の保育内容の専門性に関する参考情報」で、このパンフレットで挙げている保育内容に関連する保育所保育指針の記載等をご紹介します。

触れ合い遊び等 [◎ □ ☆]



触れ合い遊び等が、不可欠である理由

- 愛着の形成においてスキンシップをはかることは、科学的に実証されている大切な関わりであり、触れ合い遊び等の積み重ねにより、安定感をもって過ごすことができるようになります。また、子どもと保育士・保育教諭等との関係構築は保護者との信頼関係にもかかわることがあります。

保育の展開における留意点の例

- 子どもは求めているのに保育士・保育教諭等の方から一方的なスキンシップになっていないか、常に自分自身を振り返る（内面理解のためのスキンシップが必要な場合、それを妨げるものではない）。
- 子どもが不愉快になる行為や、体の部位を触るなどはしない。プライベートゾーンには触れない。
- 子どもが長時間保育士・保育教諭等から離れたがらない場合には、なぜ離れられないのか、何らかの不安を抱えているのか等、気持ちの背景を探り、適切な対応が必要である。

午睡時の関わり [◎ □]

午睡時の関わりが、不可欠である理由

- 午睡は乳幼児の発達に大変重要であり、保育士・保育教諭等による寝かしつけの関わりも大切です。寝かしつけは1対1や、2対1の場合もあり、その時は特に保育士・保育教諭等が自分を見てくれるという安心感を得ることができます。寝かしつけの際の子どもとの会話で得る気づきもあります。
- 睡眠時の子どもの体調確認も併せて行っているため、安全な環境構築につながっています。

保育の展開における留意点の例

- 子どもが安心して心地よく入眠できる寝かしつけをし、必要以上に体に触らない。
- 横になっているとき、衣服がめくれていたり、下着がみえていることのないよう配慮する。

(2) プール遊び・水遊びの場面

プール遊び・水遊びは夏に多い活動であり、子どもが季節感を感じることもできる大切な機会でもあります。一方で、薄着での活動となることが多いため、十分な配慮が必要です。

プール遊び・水遊び [☐ ☆]



プール遊び・水遊びが、不可欠である理由

- 夏ならではの身近な環境（水など）と触れ合える場です。
- プール遊びや水遊びを通して、普段の保育では体験しにくい経験が増え、年齢に応じた成長がみられます。

保育の展開における留意点の例

- プール遊びや水遊びは屋外での活動となるため、外部から見えにくい場所で行ったり、目かくしなど工夫した環境を作る等、十分な配慮をする。
- 年齢が低くても、裸やパンツのみで行うことはせず、プライベートゾーンを隠せる水着やTシャツを着るなどの対応をする。
- 入水前や、プールから上がった後に水着や着衣を脱いでシャワーを浴びることなどは衛生面から必要であるが、見えにくいようにすること、できるだけ複数の大人でかかわること、に努める。

(3) 生活の場面

保育所・認定こども園等は子どもにとって生活の場でもあり、1日の流れのなかで着替えや排せつ、その他清潔に関すること等、子どもが意欲的に生活できるように適切に援助しています。



乳児への排泄の援助 [◎]

乳児への排泄の援助が、不可欠である理由

- 排泄が自立していない低年齢の乳幼児、および、年齢相応の確立が難しい障害児に対するおむつ交換は、基本的な生活習慣としての排泄を援助することです。保育士・保育教諭等の援助がなくては不衛生な状態を招くことから、育ちと健康を守るうえで不可欠です。
- また、清潔になる心地よさは経験を通して学習されます。交換時、気持ちの伴った言葉かけとともに清潔にしてもらい、それを繰り返し経験することで、清潔に関する心地よさの感覚が育ちます。
- 発達上の基本的自立や虐待の疑い、隠れた疾患の早期発見に繋がる可能性のある場面でもあり、子どもの安全・安心を確保するためにも重要です。

保育の展開における留意点の例

- オムツ交換時にはカーテンで窓を遮ったり、おむつ交換の場所を仕切る等により、子どもの人権を考慮するとともに、子ども自身も意識できるようにする。
- 誤解を受けるような仕方での交換（洋服の上から陰部を触ったりつかむようにしての確認、おむつの中に手を入れて確認等）を行わない、所作に気を付ける、必要以上に触らない。
- 看護や介護では、排せつの援助や清潔（清拭）は援助技術として、体の部位の名称なども提示してその方法をテキスト化して身に付けている。

保育の場合は、特に生活援助について、各保育士・保育教諭等個人の方法に委ねられていることも少なくない。保育士・保育教諭等の性別を問わず、正しい技術として、その援助技術を示し、実践することも必要である。

※「06 パンフレットに記載の保育内容の専門性に関する参考情報」参照

1 歳以上児への排泄の援助 [□ ☆]



1 歳以上児への排泄の援助が、不可欠である理由

- 子どもの身体的・精神的発達に伴い、トイレでの排泄ができるようになるとともに、「自分でしたい」という意欲も生まれてきます。子どもの発達状況や気持ちに寄り添い、適切なタイミングで声掛けをし、必要に応じて付き添う等の関わりをすることで、少しずつ排泄の習慣が身についていきます。

保育の展開における留意点の例

- トイレの間にパーテーションを設置するなど、排泄時のプライバシーが守られるようにする。

着替え（水着等含む） [◎ □ ☆]



着替え（水着等含む）が、不可欠である理由

- 汚れたり濡れたりしたときには着替えるという着脱の習慣を身につけることや、自分で着替えることができるようになるため、適切な援助をしながら自分でできたという達成感や充実感、次への意欲を育てています。
- おむつ替えと同様、言葉で伝えることが困難な子どもの声を聴くためにも、複数の保育士・保育教諭等の視点で、普段衣服で隠れている個所に異変（疾患や虐待の疑い等）はないかの確認が必要です。

保育の展開における留意点の例

- 心の育ちを支えるような援助の仕方を心がける。
- 4・5 歳児は、就学にも配慮し、男女別に分かれて着脱する等の配慮をする。
- どこでも、裸にならないよう伝えるとともに、プライベートゾーンが見えないような着替えの方法を伝える。
- 周囲から見えないように、仕切りを置く等する。
- 着替えの過程で異変を確認した場合等、状況によっては関連機関（病院、療育センター、児童相談所等）につなぐ。

沐浴 [◎]

沐浴が、不可欠である理由

- 体温調節機能が不十分な乳児が、夏場に体を清潔に健康に保つために必要な保育の営みの一つです。
- 肌の状態（肌荒れ、アトピー、ケガ、あざ等）を確認することで、健康状態や虐待などの発見につながります。

保育の展開における留意点の例

- 子どもの体に必要以上に触らない。
- 水遊びやプールの際に監視員が必要なように、沐浴して着替える、次の準備をするなど、複数人で行い進めていく。

シャワー [□ ☆]

シャワーが、不可欠である理由

- 服を脱がないと見えない、落とせない汚れ等があり、年齢の低い子どもは自分で感じたり言葉で伝えたりできないことがあるため、清潔を保つための関りが必要です。

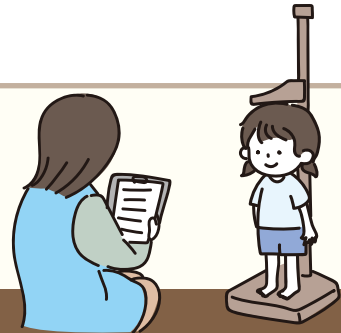
保育の展開における留意点の例

- 裸で列になり並ばず、1人ひとり脱いだ子どもからシャワーをするようにする。
- 周囲から見えないように、仕切りを置く等する。
- シャワーが必要な理由を子どもたちに丁寧に話す。

(4) 体調確認の場面

保育所保育指針においては、子どもの心身の状態に応じた保育を提供するために、子どもの健康状態や発育、発達状態等を把握することとされています。

身体測定 [◎ □ ☆]



身体測定が、不可欠である理由

- 子どもの成長発達を、保育士・保育教諭等が客観的に把握する機会となっています。また、排泄指導や着替え等と同じく虐待の早期発見の役割があることに加え、皮膚炎等の早期発見にもつながります。
- 身体測定や着替え等の際の適切な言葉がけは、基本的には子どもの健やかな発達にも影響する大切な関わりです。

保育の展開における留意点の例

- 着衣のまま行う。
- 複数の保育士・保育教諭等がいる環境で行う。
- 4・5歳クラスを目安に、性自認に配慮して測定を行うようにする。
- 子どもの身体について嫌がったり羞恥させるような言葉がけ等は、性暴力にあたる可能性が高いため留意が必要。

目視や触診での確認 [◎ □ ☆]

目視や触診での確認が、不可欠である理由

- 「養護のねらい」につながる行為（生命の保持、情緒の安定）であり、医師、看護師がすることに近い行為です。
- 異変（病気、虐待等）の早期発見の目的もあります。

保育の展開における留意点の例

- 一人では確認しない。
- 子どもへの同意を得る。
- 記録のための写真の撮影は必要最低限とし、撮影時の環境・画像の管理や処理には十分な注意を払う。

(5) 記録の場面

保育の記録は、自らの保育を振り返るほか、子どもの育ちにおける新たな気づきを得たり、保護者へわかりやすく伝達する等にあたっても重要なものとして行っています。



写真撮影 [◎ □ ☆]

写真撮影が、不可欠である理由

- 行事に限らず、子どもの素の表情を捉えた写真は、保育士・保育教諭等の説明と併せることで、子どもの成長発達に関して保護者の理解がより進みやすくなります。
- じんましんやけがをした時等、身体の異常を保護者や医者に適切に伝えるためには必要な記録です。

保育の展開における留意点の例

- カメラは園が所有する決められたもの、イベント時に撮影者は腕章をつけるなど、職務としての撮影であることを明確にして撮影する。
- HP や園だより等に掲載してよいか保護者に承諾を得る。
- プライベートゾーン等、適切ではない写真撮影は性暴力にあたる行為であり、避けることが必要。
※虐待の証拠の保全の場合は別途扱いを確認することが必要。

(6) その他

保育内容に関する留意点の他にも、以下のような配慮等も必要であると考えられます。

子どもの性別への違和感や性自認への配慮 [☆]

子どもの性別への違和感や性自認への配慮が、不可欠である理由

- 性のあり方は、生物学的な「男性 / 女性」だけではなく、LGBTQ を始めとして多様な人々が存在しています。
- また、LGBTQ 等の人々と、そうではない人で明確に分かれていることはなく、「性はグラデーションである」と表現されることもあります。
- さらに、性別に違和感を持ち始める時期については、就学前には違和感を持っていることを示す統計データ※¹ も公表されています。

性別違和感を自覚し始めた時期

	全症例 (n=1,167)	MTF※ ² (n=431)	FTM※ ³ (n=736)
小学校入学以前	660 (56.6%)	145 (33.6%)	515 (70.0%)
小学校低学年	158 (13.5%)	67 (15.5%)	91 (12.4%)
小学校高学年	115 (9.9%)	56 (13.0%)	59 (8.0%)
中学生	113 (9.7%)	74 (17.2%)	39 (5.3%)
高校生以降	92 (7.9%)	77 (17.9%)	15 (2.0%)
不明	29 (2.5%)	12 (2.8%)	17 (2.3%)

留意点の例

- 4・5 歳頃になると、自分の性がどちらにあるのか、違和感を覚え始める子どもがいる可能性がある。身体的な性別にとらわれず、柔軟に対応することの必要性を保育者間で確認し、対応を検討する。

※¹ 中塚幹也「性同一性障害と思春期」小児保健研究 75 (2) , 2016

※² male to female (心の性は女性、身体の性は男性である)

※³ female to male (心の性は男性、身体の性は女性である)

保育士・保育教諭等の入職時のフォロー

保育士・保育教諭等の入職時のフォローが、不可欠である理由

- 保育所・認定こども園等では、子どもの最善の利益が保障される環境・体制の整備に努めています。
- 入職時研修等の際に、保育にあたっての留意点等を説明する等、対応の趣旨を理解して保育に臨むことで、職員間の連携が図られるとともに、子ども・保護者等が安心して利用できることにつながる可以考虑されます。
- 質の高い保育の提供の観点からも、一人ひとりの保育士・保育教諭等が働きやすい環境を作るための働きかけ、風土づくりが必要です。

留意点の例

- 特に、着替えや排せつの支援の際等、複数の職員が気を配ることのできる体制となるように努めること（状況に応じて、個別に対応を行う必要もある）。

※入職時には「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の存在を知らせ、専門職として正しく理解し行動することが求められることを伝えることが必要。

04

「子どもへの性暴力防止」に 貢献できる専門職であるために

白百合心理・社会福祉研究所 所長 青木 紀久代

保育士・保育教諭の職務の社会的尊厳を守るために

保育士・保育教諭による子どもへの虐待、とりわけ性暴力に関する事件の報道は、多くの人々に衝撃と不安を与え、怒りを喚起しました。この思いを最も強く持ったのは、おそらく日々真摯に子どもに向き合い、子どもの権利を第一に考え、健やかな成長のために尽くしている大多数の保育士・保育教諭であったはずで、こうした事件によって、保育士・保育教諭の職務の尊厳が、社会から不用意に脅かされるような事態は、あってはならないことです。

厚生労働省の基本指針ⁱで、正当な業務上の行為として身体接触が必要と考えられる「場面」の例が、またこども家庭庁から示されたガイドラインⁱⁱでは、何が性暴力すなわち性的虐待に当たる行為なのか、その「行為」の例があげられています。

「まさか?!」で広がる死角をつぶそう

対応策を講じるために、保育の物理的な環境や手技についての見直しとともに、私たちの持つ意識に向き合ってみることも大切です。「まさか?!」という、性暴力の存在自体を初めから否認する無意識の傾向が、性暴力防止の死角を大きくする場合があるためです。

例えば保育では、子どもと保育士・保育教諭の信頼関係は非常に重要ですし、特定の人物が特定の子どもに関わることも、愛着形成などに関連して肯定的にとらえられています。しかしそれは、一人の子どもに執着したり、密室で保育士・保育教諭の欲望を満たすために関わったりすることではないはずです。ましてやそのような動機を持つなど、通常は思いもよりません。

このように、保育における性暴力の問題は、あえてその視点から保育を見直して可視化しておかないと、リスクを想像することさえ難しいところがあるのです。この例で言えば、特定の子どもと特定の保育士・保育教諭が二人だけになる機会が多いことに、性暴力のリスクをキャッチできる職員を一人でも増やすことが、事件の防止に大きく役立つはずです。

保育士・保育教諭の専門性に自信を持つ

こうした意味で性暴力防止という、日常の保育ではこれまであまり意識してこなかった視点から、保育士・保育教諭の専門性の基盤となる保育所保育指針を見直してみることは、とても重要な営みです。このパンフレットは、その手助けになってくれるものと確信します。

- ①保育士・保育教諭が、性暴力のリスクが発生しやすい保育場面で、正当な職務の目的と専門性について、保護者や社会に対してしっかりと言葉にできる準備をしておくこと。
- ②保育場面ごとの留意点を各園で話し合い、共通認識に基づいて、具体的な手技を確認し、環境整備を行うこと。

パンフレットをもとに、この二つを行うことで、普段の保育にも安心と安全感が湧き、自分たちの保育の専門性にも、かなりの自信がつくと思います。性暴力防止について、保育の見直しと改善を継続して行うことは、子どもの権利に感度の高い職務資質を高めることにもつながり、総じてより良い保育への発展に資するものとなるでしょう。

i 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（厚生労働省 令和5年3月）

ii 保育所等における虐待などの防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁 令和5年5月）

05

今後に向けて

～保育所・認定こども園等における性教育の必要性～

乳幼児期は、人が成長する基礎をつくる非常に重要な時期であることから、子どもにとっての安心・安全が保障されていて、ありのままの自分を受け入れてくれる環境があることは、その後の成長にも大きく影響します。

また、ここまでにご覧いただいたとおり、性のあり方は多様であり、就学前から自身の性に違和感を持ち始めているというデータも示されています。

一方で、大人からの性暴力に加え、幼児同士の性暴力についても問題になっていることや、自身の性に対する違和感について周囲から理解を得られない等の状況があることも事実です。

大人が子どもを守る環境は当たり前には保障されるべきことですが、子どもが自らの身を守ることができるように伝えていくことも重要です。

全国保育士会では、保育所・認定こども園等における性教育の取り組みを進めることが必要であると考えており、今後、本パンフレットに続くものとして整理を進め、情報を発信していくことを予定しています。

なお、「はじめに～子どもへの性暴力防止の取り組みに向けて～」において子どもへの性暴力防止に関する制度の動向をご紹介しますが、性のあり方の多様性に関連する法律について以下のとおりご紹介いたします。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日施行）

性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした理念法です。

国および地方公共団体の役割や、事業主等（事業主、学校（幼稚園および特別支援学校の幼稚部を除く））の努力について規定されています。

学校においては、児童等に対して、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭や地域住民等の関係者の協力を得ながら、教育や啓発、教育環境に関する相談体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

06

パンフレットに記載の保育内容の専門性に関する参考情報

「03 保育所・認定こども園における保育内容の専門性について」に関連する保育所保育指針の記載



● 抱っこ・おんぶ等：第2章-1- (2) -ア- (ア) /解説 103 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=108



● 触れ合い遊び等：第2章-1- (2) -イ- (イ) -①/解説 112 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=117



● 午睡時：第1章-2- (2) -イ- (イ) -④/解説 42 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=47



● プール遊び・水遊び：第2章-3- (2) -ウ- (イ) -③/解説 240 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=245



● 乳児への排泄の援助：第2章-1- (2) -ア- (イ) -⑤/解説 107 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=112



● 1歳以上児への排泄の援助：第2章-2- (2) -ア- (イ) -⑦/解説 139 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=144



● 着替え（水着等含む）：第2章-2- (2) -ア- (イ) -⑥/解説 138 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=143



● 沐浴：第2章-1- (3) - ア／解説 127 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=132



● シャワー：第2章-2- (2) - ア - (イ)⑤／解説 137 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=142



● 身体測定：第3章-1- (1) - ア／解説 305 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=310



● 目視や触診での確認：第3章-1- (1) - ア／解説 304 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=309



● 写真撮影：第1章-3- (3) - エ／解説 61 頁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/36b55701/20231016_policies_hoiku_66.pdf#page=66

介護におけるおむつ交換の介助方法の例

※「03 保育所・認定こども園における保育内容の専門性について」の「乳児への排泄の援助」に関する参考情報

(「介護福祉士資格取得のための実務者研修テキスト 第2巻介護の基本Ⅰ・Ⅱ」全国社会福祉協議会,2016)

- ① 汚れたおむつを開く
- ② 排泄物を確認、便が出ている場合は、おむつの汚れていないところやトイレットペーパーなどで拭き取る。おむつの汚れが内側になるように、おむつを丸めシャワーボトルで陰部洗浄を行い、陰部・肛門部を蒸しタオルで清拭し、乾いたタオルで水分を拭き取る。
- ③ 側臥位にして、陰部・肛門部・臀部を拭き、乾いたタオルで水分を拭き取る。

～ 略 ～

自らの保育実践を
自信をもって発信するために
「子どもへの性暴力防止」の
視点から考える保育の専門性

令和 6 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com

ホームページ <https://www.z-hoikushikai.com/>

